

高等職業訓練促進給付金交付事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、より良い条件での就業や転職につなげる資格を取得するため養成機関で修業している場合に、受講期間中の生活の負担軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修了後に修了支援給付金を支給します。

給付を受けるためには、申請の前に事前相談が必要となります。（修業を始める前に事前に相談されることをお勧めします。）

◆対象者 丹波市在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の全ての要件を満たす方

- ① 20歳未満の児童を扶養している方
- ② 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準の方
※児童扶養手当の所得水準を超えた場合であってもその後1年間に限り、引き続き対象者とします。
- ③ 修業年限6月以上の養成機関において修業しており、対象資格取得が見込まれる方
- ④ 過去に当該給付金及び修了支援給付金の支給を受けていない方
- ⑤ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
※この事業の対象者は、婚姻（事実婚を含む）をしていない母子家庭の母又は父子家庭の父です。
なお、内縁関係、同棲、同居、同居していないなくても頻繁、定期的な訪問及び経済的援助を受けている場合は、対象外となります。

◆対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等

◆支給額

◆ (A) 高等職業訓練促進給付金

- ① 市民税非課税世帯 月額 100,000円（修業期間の最後の12カ月のみ月額 140,000円）
- ② 市民税課税世帯 月額 70,500円（修業期間の最後の12カ月のみ月額 110,500円）

◆ (B) 高等職業訓練修了支援給付金

※准看護師養成機関修了後に引き続き看護師養成機関に修業する場合は、看護師養成機関修了後に申請

- ① 市民税非課税世帯 50,000円
- ② 市民税課税世帯 25,000円

◆支給期間

- ・資格取得に必要な最短修業期間（上限4年）

※准看護師養成機関修了後、引き続き、看護師養成機関に修業する場合は、通算して4年となります。

◆支給申請に必要な書類

◆ [A] 高等職業訓練促進給付金

- ①高等職業訓練促進給付金交付申請書
- ②ひとり親及び児童の戸籍謄本又は抄本
- ③世帯全員の住民票の写し
- ④児童扶養手当証又は所得課税証明書
- ⑤養成機関発行の在籍（学）証明書

- ⑥養成機関の概要・カリキュラムが記載された書類
- ⑦養成機関発行の単位取得証明書（新入学の場合は不要）
- ⑧所得状況等の確認に係る同意書（高等職業訓練促進給付金）
- ⑨振込口座の通帳（又はキャッシュカード）のコピー
- ⑩本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

[B] 修了支援給付金

- ①高等職業訓練修了支援給付金交付申請書
- ②戸籍謄本又は抄本
- ③世帯全員の住民票の写し
- ④児童扶養手当証の写し

又は、所得課税証明書及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

- ⑤養成機関の長が発行した修了証書

◆ 手続きの流れ

1.資格取得、養成講座の検索・選択	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する取得資格及び養成機関について、養成機関に問い合わせ等を行い、通学、訓練期間、開校月などを決定。
2.事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・こども福祉課で事前相談を受けてください。 ※事前に電話にてご予約をお願いします。 ・資格取得の計画や取得見込、生活状況等を聴き取り、制度や手続きについて説明をします。
3.養成機関での修業開始	
4.交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・養成機関での修業を開始した日以後に、必要書類を揃えて、こども福祉課に提出してください。※申請月からの交付となります。
5.交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類を審査し、「高等職業訓練促進給付金交付決定通知書」、「高等職業訓練促進給付金請求書・養成機関出欠状況報告書」を送付します。※決定通知書は大切に保管してください。
6.交付請求書・出欠状況報告書提出	<ul style="list-style-type: none"> ・請求しようする月の翌月中に「高等職業訓練促進交付請求書・養成機関出欠状況報告書」を提出してください。 ※出欠状況報告書は、学校の証明印が必要です。
7.交付金支給	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金を届出口座へ振り込みます。
8.【毎年8月】現況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・所得など、受給要件に該当するか否かの確認を行います。 ※支給額が8月から変更になる可能性があります。
9.【毎年】進級時	<ul style="list-style-type: none"> ・養成機関が発行する在籍証明書及び単位取得証明書等を提出してください。
10.修業修了	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業時は、養成機関の長が証明する卒業証明書の写しや教育訓練修了証明書等を提出してください。
11.修了支援給付金交付申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・修了後 30 日以内に「修了支援給付金交付申請書」を提出してください。
12.交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類を審査し、「高等職業訓練修了支援給付金交付決定通知書」、「高等職業訓練促進給付金請求書」を送付します。
13.交付請求書提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「高等職業訓練促進交付請求書」を提出してください。
14.交付金支給	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金を届出口座へ振り込みます。

【お問い合わせ先・申請先】

丹波市 福祉部 こども福祉課 家庭児童相談係 TEL：0795-88-5287（直通）

〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059 番地5 丹波市健康センターミルネ2階